



# 令和5年(2023年)10月1日より、消費税にインボイス制度が導入されます

インボイスとは、買い手が正確に納税するために、売り手が消費税の税率・金額を正しく計算した「証明書」のようなものです。  
発行できるのは、課税事業者だけです。



『でも自分は売上高が1千万以下の免税事業者だから、消費税の納税は免除されている。  
インボイスなんて自分に関係なくない?』  
いいえ、業者が免税事業者から仕入れ、販売しても、インボイスがないと仕入にかかった消費税分を控除できません。そのまま免税事業者と取引していると、  
**業者は自分の利益が減ってしまうのです！**  
『インボイスを出せない事業者とは、今後取引できません。今後も取引を続けたければ、今度から消費税分、値引きをお願いします』となる可能性が高いです。

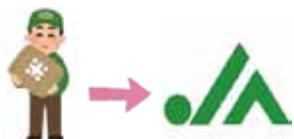


**今後、売上高が1千万円以下の免税事業者でも、あえて課税事業者となり、消費税を納税するかどうか検討せねばなりません。**

消費税分を値引きして売上を減らしてしまうより、課税事業者となって僅かでも消費税を納税した方が、結果として利益となることもあります。



1, 農業協同組合・卸売市場への出荷



**特例として、農協等に出荷・販売を委託した場合  
(無条件委託・共同計算方式に限る)  
インボイスは免除されます。**

(課税事業者と免税事業者の農作物が混ざって出荷されるため。  
代わって農協・卸売市場等がインボイスを発行する)

2, その他業者に出荷、農家から直接飲食店に卸す



相手が免税事業者・簡易課税事業者である場合インボイスは不要ですが、  
相手が売上五千万以上の本則課税事業者である場合、インボイスが必要となります。

3, 無人販売・直売所などで、一般消費者相手に直接販売



最終消費者に  
直接販売する場合、  
インボイスは不要です。

4, 道の駅・農協直売所で委託販売する



店頭で「●●農場産の野菜」のように生産者名を表示し、売上げを計算する場合、買い手が最終消費者や小規模事業者であればインボイスは不要ですが、仮に買い手が「飲食店の仕入れ」で本則課税事業者であったような場合には、**インボイスが必要です**。（「売り手」が課税事業者か免税事業者かを特定できるため。よって店頭の商品ラベルには、生産者のインボイスあるなしを掲示する必要が出てきます）

この場合、事業者に代わって直売所が課税事業者のインボイスを発行できます【媒介者特例】が、免税事業者はインボイスを発行することができません。

**特に、農協以外の業者に農産物を出荷している方は（相手業者が本則課税事業者であれば）  
本人が売上げ1千万未満の免税事業者であっても、インボイスの対象となります！**